

堺市監査委員公表第16号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年3月26日

堺市監査委員	信	貴	良	太
同	小	堀	清	次
同	藤	坂	正	則
同	澤		由	美

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	財政援助団体監査 (公益社団法人堺観光コンベンション協会)	
監査実施期間	令和5年8月1日～令和5年12月21日	
措置を講じた部局等	文化観光局 観光部 観光推進課 公益社団法人堺観光コンベンション協会	
指摘事項等	措置内容	所管部課等
<p>3 経理について</p> <p>(1) 協会は、補助金にかかる収支について適切に会計経理すべきところ、以下の誤りがあった。</p> <p>ア 堺まつりに参加するボランティアへの謝礼目的で購入したQUOカードについて、諸謝金で支出計上すべきところ、委託料として計上されていた。</p> <p>イ 補助対象事業の区分を堺まつり事業費として計上すべき支出について、観光宣伝事業費として計上しているものがあった。</p> <p>(2) 協会は、ますらお旗争奪高校柔道大会の開催に対して堺コンベンション開催助成金を支出しているところ、開催期間が令和4年3月31日から同年4月1日の第35回大会と令和5年3月31日から同年4月1日の第36回大会を、1年違いの同日程で開催されているにも</p>	<p>令和4年度の予算要求時から費目誤りがあったものや、伝票打ち込みの際に区分が誤っていたものがあり、当該事象が発生しました。</p> <p>ア及びイについて、御指摘を受け、今後同様の誤りが生じることがないように、今回の支出費目誤りの実例を協会内で情報共有し、予算要求や起案の際、費目に疑義がある場合は、経理担当者に相談することを指導しました。</p> <p>また、総務グループ員には伝票打ち込みを事業別に分けて実施し、決裁者は適切な支出費目に関する視点も含め、決裁時のチェックを必ず行うよう指導しました。</p> <p>支出にあたり、どの年度に計上すべきかの運用基準がなく、発生したものです。</p> <p>御指摘を受け、運用基準を開催期間の初日が属する年度に支出を計上するよう整理しました。</p> <p>今後は、協会内で運用基準</p>	<p>公益社団法人堺観光コンベンション協会</p> <p>公益社団法人堺観光コンベンション協会</p>

<p>かかわらず、ともに令和 4 年度の支出として計上していた。</p> <p>5 補助事業について</p> <p>(1) 公益社団法人堺観光コンベンション協会共催等の取扱規程では、共催等の承認を受けた申請者は、事業終了後 1 か月以内に事業報告書を同協会会長に提出しなければならないとされている。</p> <p>しかし、観光宣伝事業に係る共催等において、調査日（令和 5 年 9 月 6 日）現在、令和 4 年度の事業として承認を行った 25 件のうち、事業報告書の提出を受けていない案件が 11 件あった。</p>	<p>に基づく処理を共有し、併せて、新たに申請を受け付ける際には、当該年度に助成をしたコンベンションの一覧を確認することにより、再発を防止します。</p> <p>共催等の団体には、承認通知時に事業報告書の提出が必要な旨を伝えた上で様式を渡していますが、その後の提出の督促が不十分であったことが原因で発生したものです。</p> <p>御指摘を受け、調査日時点で提出を受けていない事業報告書について督促を行い、すべて受理しました。</p> <p>今後は、期日管理及び督促を行い、1 か月以内に受理します。</p>	<p>公益社団法人堺観光コンベンション協会</p>
---	--	---------------------------